

## 令和7年第6回高松市議会定例会追加提出予定議案

### 1 令和7年度高松市一般会計補正予算（第6号）

現計予算額	187, 712, 820千円
補 正 額	881, 742千円
補 正 後	188, 594, 562千円

### 2 令和7年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	40, 630, 159千円
補 正 額	1, 144千円
補 正 後	40, 631, 303千円

### 3 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	44, 881, 316千円
補 正 額	△10, 203千円
補 正 後	44, 871, 113千円

### 4 令和7年度高松市中小企業労働者福祉共済事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	110, 948千円
補 正 額	227千円
補 正 後	111, 175千円

## 5 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

- (1) 令和7年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

〔公布の日から施行  
(1)はR7.12.1から適用  
(2)はR8.4.1から施行〕

	現 行	改正後
6月期	100分の172.5	→ 100分の172.5
<u>12月期</u>	<u>100分の172.5</u>	→ 100分の177.5 (100分の5)
年 間	100分の345	→ 100分の350 (100分の5)

- (2) 令和8年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後
6月期	100分の172.5	→ 100分の175 (100分の2.5)
<u>12月期</u>	<u>100分の177.5</u>	→ 100分の175 (△100分の2.5)
年 間	100分の350	→ 100分の350

※7(2)エの改正内容は、市長等の期末手当についても適用されます。

## 6 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

- (1) 令和7年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

〔公布の日から施行  
(1)はR7.12.1から適用  
(2)はR8.4.1から施行〕

	現 行	改正後
6月期	100分の172.5	→ 100分の172.5
<u>12月期</u>	<u>100分の172.5</u>	→ 100分の177.5 (100分の5)
年 間	100分の345	→ 100分の350 (100分の5)

- (2) 令和8年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後
6月期	100分の172.5	→ 100分の175 (100分の2.5)
<u>12月期</u>	<u>100分の177.5</u>	→ 100分の175 (△100分の2.5)
年 間	100分の350	→ 100分の350

※7(2)エの改正内容は、議員の期末手当についても適用されます。

## 7 高松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定し、会計年度任用職員の給料等について職員の改定内容に鑑み改定し、及び人材の確保に資するよう諸手当を改定する等のため、改正するもの

### (1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 紙料表を引上げ改定するもの  
イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの

に係る初任給調整手当の限度額を次のとおり改定するもの

現 行	改 正 後
-----	-------

月額 416,600円	→ 417,600円
-------------	------------

### ウ 令和7年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

現 行	改 正 後
-----	-------

6月期 100分の125	→ 100分の125
--------------	------------

<u>12月期 100分の125</u>	→ <u>100分の127.5 (100分の2.5)</u>
----------------------	--------------------------------

年 間 100分の250	→ 100分の252.5 (100分の2.5)
--------------	-------------------------

(定年前再任用短時間勤務職員)

現 行	改 正 後
-----	-------

6月期 100分の70	→ 100分の70
-------------	-----------

<u>12月期 100分の70</u>	→ <u>100分の72.5 (100分の2.5)</u>
---------------------	-------------------------------

年 間 100分の140	→ 100分の142.5 (100分の2.5)
--------------	-------------------------

公布の日から施行

(1)ア・イ、(3)ア、(5)はR 7. 4. 1から適用

(1)ウ・エ、(3)イ・ウはR 7. 12. 1から適用

(5) (令和7年12月に期末手当の支給を受ける会計年度任用職員 (1号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。) 又は令和7年12月1日において、高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (令和元年高松市規則第36号) 第21条第1項又は第30条第1項において準用する高松市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則 (昭和41年高松市規則第8号) 第2条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員 (1号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。) を除く。) はR 8. 1. 1から施行

(2)、(4)、(6)、はR 8. 4. 1から施行

エ 令和7年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの  
(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の105	→ 100分の105
<u>12月期</u>	<u>100分の105</u>	→ 100分の107.5 (100分の2.5)
年 間	100分の210	→ 100分の212.5 (100分の2.5)

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の50	→ 100分の50
<u>12月期</u>	<u>100分の50</u>	→ 100分の52.5 (100分の2.5)
年 間	100分の100	→ 100分の102.5 (100分の2.5)

(2) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 国の給料表に準拠して(1)アの給料表を新たな給料表へ改定するもの

イ 令和8年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の125	→ 100分の126.25 (100分の1.25)
<u>12月期</u>	<u>100分の127.5</u>	→ 100分の126.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の252.5	→ 100分の252.5

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の70	→ 100分の71.25 (100分の1.25)
<u>12月期</u>	<u>100分の72.5</u>	→ 100分の71.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の142.5	→ 100分の142.5

ウ 令和8年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の105	→ 100分の106.25 (100分の1.25)
<u>12月期</u>	<u>100分の107.5</u>	→ 100分の106.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の212.5	→ 100分の212.5

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の50	→ 100分の51.25 (100分の1.25)
<u>12月期</u>	<u>100分の52.5</u>	→ 100分の51.25 (△100分の1.25)
年 間	100分の102.5	→ 100分の102.5

エ 期末手当及び勤勉手当に係る管理職加算を新設し、その支給割合を100分の8を超えない範囲内で市長が定めることとするもの

オ 地域手当の支給割合を次のとおり改定するもの

現 行	改正後
100分の5	→ 100分の4

カ 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに係る初任給調整手当の限度額を次のとおり改定するもの

現 行	改正後
月額 60,000円	→ 65,000円

キ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員の昇給については、当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとするもの

(3) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 給料表を次のとおり引上げ改定するもの

現 行		改正後		
号給	給料月額	号給	給料月額	
1	392,000円	→	1	405,000円
2	440,000円	→	2	455,000円
3	492,000円	→	3	508,000円
4	555,000円	→	4	574,000円
5	634,000円	→	5	655,000円
6	740,000円	→	6	765,000円
7	864,000円	→	7	893,000円

イ 令和7年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

現 行	改正後
6月期 100分の95	→ 100分の95
12月期 100分の95	→ 100分の97.5 (100分の2.5)
年 間 100分の190	→ 100分の192.5 (100分の2.5)

ウ 令和7年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの

現 行	改正後
6月期 100分の87.5	→ 100分の87.5
12月期 100分の87.5	→ 100分の90 (100分の2.5)
年 間 100分の175	→ 100分の177.5 (100分の2.5)

(4) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 令和8年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後
6月期	100分の95	→ 100分の96.25 (100分の1.25)
<u>12月期</u>	<u>100分の97.5</u>	<u>100分の96.25 (△100分の1.25)</u>
年 間	100分の192.5	→ 100分の192.5

イ 令和8年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後
6月期	100分の87.5	→ 100分の88.75 (100分の1.25)
<u>12月期</u>	<u>100分の90</u>	<u>100分の88.75 (△100分の1.25)</u>
年 間	100分の177.5	→ 100分の177.5

(5) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

(6) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 人事院勧告に準拠した正規職員の給料表の改正内容に鑑み新たな給料表に改定するもの

## 8 高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

高松市立学校の会計年度任用職員の給料について香川県人事委員会勧告に鑑み改定するため、改正するもの

(1) 給料表を引上げ改定するもの

公布の日から施行し、R 7. 4. 1から適用  
(1) (令和7年12月に期末手当の支給を受ける会計年度任用職員 (1号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。) 又は令和7年12月1日において、高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (令和元年高松市規則第36号) 第21条第1項又は第30条第1項において準用する高松市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則 (昭和41年高松市規則第8号) 第2条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員 (1号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。) を除く。) はR 8. 1. 1から施行